

# 廃止する通知

建 技 第 140 号  
平成 24 年 3 月 28 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

下請契約における県内企業の優先選定及び県内地場製品の優先使用について（通知）

本県では、公共事業が県内経済の活性化に寄与するよう、これまで受注者に対し、下請契約を締結する場合及び工事材料の納入契約を締結する場合における県内企業の優先選定を要請してきたところである。

しかしながら、本県経済を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いていることから、公共事業による波及効果をより確実なものとするため、この度、土木工事共通仕様書を一部改定し、「地場製品の優先使用・県内企業の優先選定等」についての規定を記載することとしたところである。

については、下請契約における県内企業及び県内地場製品を不採用とする場合は、当面の間、下記のとおり運用することとしたので通知する。

なお、平成 22 年 9 月 7 日付け建技第 381 号「下請及び資材の調達状況の報告について（通知）」については、廃止する。

## 記

### 1 特記仕様書による明示

全工事の特記仕様書に、次のとおり明示するものとする。

#### 第〇〇条 「不採用調書」の提出

受注者は、工事の施工に関する下請契約において県内企業を採用しない場合及び工事で使用する建設資材について県内地場製品を採用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場製品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。

### 2 提出の方法

別添「下請契約における県内企業及び県内地場製品の不採用調書」を使用し、電子メール等による提出を可能とする。

### 3 提出時期

施工計画書の提出に合わせて提出することを原則とし、内容の変更がある度（ただし、契約前）に更新して提出する。

### 4 調書の受付け

発注者は、調書の内容に疑義がなければ調書を受付ける。

疑義がある場合は、ヒアリングを行い、県内業者の使用を強く要請（※）する。

※この要請については、強制や義務付けでないことに留意し、適切な要請行動となるよう注意。

### 5 適用年月日

平成 24 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

（事務担当 技術指導係）

# 廃止する通知

下請契約における県内企業及び県内地場製品の不採用調書

平成 年 月 日

工事番号	
工事名	
商号又は名称	
現場代理人名	

本工事において、下請契約を予定している県外企業、及び県内地場製品以外で使用を予定している資材について、下記のとおり提出します。

## 記

### 1 下請契約

下請工種	主な作業内容	商号又は名称	県内企業を採用しない理由 (不採用理由について、※の①～⑥ の番号等を記入)
		所在地	

県内企業とは、県内に本社・本店を置く建設企業者。

※下請金額にかかわらず、下請(2次以降も含む)契約した全ての県外企業を記載すること。

※行が不足した場合は行を追加挿入して記載すること。

※不採用理由

- ①県内に施工可能業者がない
- ②NETIS等により業者指定
- ③付き合い、実績
- ④金額
- ⑤工期、工程

### 2 資材の調達

資材名総称	規格・寸法	製造者名・製造工場名・購入先等	県内地場製品を採用しない理由 (不採用理由について、※の①～⑦ の番号等を記入)
製品名	数量(単位)	所在地	

県内地場製品とは、①県内で最終製造工程が施されている建設資材または製品等。

県内地場製品とは、②県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等。

※使用数量にかかわらず、使用した全ての県外資材を記載すること。

※行が不足した場合は行を追加挿入して記載すること。

※不採用理由

- ①県内に製造者がいない
- ②県内に本社・本店を置く取扱業者(代理店)がない
- ③NETIS等により資材指定
- ④付き合い、実績
- ⑤金額
- ⑥工期、工程
- ⑦その他(理由を明記のこと)

参 考

【疑義がある場合の例】

不採用理由が、

- ・ 県内に施工可能業者がない
- ・ 県内地場製品の資材がない
- ・ 県外品の方が県内地場製品よりも安価

等の理由以外である場合など

【ヒアリングの例】

<同席者>

受注者側 現場代理人

発注者側 監督員及び上司（班長あるいは課長）の原則2名

<第1回ヒアリング>

内容

- ・ 不採用理由の詳細を確認。
- ・ 県内企業、地場製品の採用を口頭で要請。

<第2回ヒアリング>

内容

- ・ 第1回ヒアリングでの発注者からの要請に対する受注者の回答を口頭で確認。

不採用に変更のない場合・・・やむを得ないものとして調書を受け付ける。

今後の県内企業、地場製品の採用について口頭で要請。

発注者の要請に応えた場合・・・調書を返却